

犯罪収益移転防止法改正にともなう各種取引規定の変更のお知らせ

平素より中国銀行東京支店をご利用いただき、誠にありがとうございます

このたび、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の改正にともない、2014年2月21日付で下記規定を一部改定させていただきます。

【対象となる規定】

中国銀行東京支店普通預金規定
中国銀行東京支店定期預金規定
中国銀行東京支店当座勘定規定

【改定内容】

(中国銀行東京支店普通預金規定、定期預金規定)

改定前	改定後
7. 届出事項の変更・通帳の再発行等 (1) (省略) (2) (省略) (3) (省略) (4) (省略)	7. 届出事項の変更・通帳の再発行等 (1) (省略) (2) (省略) (3) (省略) (4) (省略) (5) 預金口座の開設の際には、当行は法令で定める本人確認等の確認を行います。預金口座の開設後も、この預金の取引にあたり、当行は法令で定める本人確認等の確認を行う場合があります。本項により当行が預金者について確認した事項に変更があったときには、直ちに当行所定の方法により届け出てください。
12. 解約等 (1) (省略) (2) 次の各号の1つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものと	12. 解約等 (1) (省略) (2) (同左) ①～③ (省略) ④ 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項に関し、偽りがあることが明らかになった場合 ⑤ 上記①から④までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確

改定前	改定後
<p>します。</p> <p>① (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>③ (省略)</p> <p>(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、またすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 預金者が、次のいずれかに該当することが判明した場合</p> <p>A 暴力団</p> <p>B 暴力団員</p> <p>③ (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) (省略)</p>	<p>認の要請に応じない場合</p> <p>(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</p> <p>A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>③ (省略)</p>

改定前	改定後
	(4) (省略) (5) (省略)

【改定内容】

(中国銀行東京支店定期預金規定)

改定前	改定後
<p>6. 届出事項の変更・通帳の再発行等</p> <p>(1) (省略) (2) (省略) (3) (省略)</p> <p>11. 解約等</p> <p>(1) (省略) (2) 次の各号の1つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>① (省略) ② (省略) ③ (省略)</p> <p>(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、またすることによりこの</p>	<p>6. 届出事項の変更・通帳の再発行等</p> <p>(1) (省略) (2) (省略) (3) (省略) (4) 預金口座の開設の際には、当行は法令で定める本人確認等の確認を行います。預金口座の開設後も、この預金の取引にあたり、当行は法令で定める本人確認等の確認を行う場合があります。本項により当行が預金者について確認した事項に変更があったときには、直ちに当行所定の方法により届け出てください。</p> <p>11. 解約等</p> <p>(1) (省略) (2) (同左) ①～③ (省略) ④ 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項に関し、偽りがあることが明らかになった場合 ⑤ 上記①から④までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合 (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は</p>

改定前	改定後
<p>預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>① (省略)</p> <p>②預金者が、次のいずれかに該当することが判明した場合</p> <p>A 暴力団</p> <p>B 暴力団員</p> <p>③ (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) (省略)</p>	<p>責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</p> <p>① (省略)</p> <p>②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</p> <p>A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>③ (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) (省略)</p>

【改定内容】

(中国銀行東京支店当座勘定規定)

改定前	改定後
<p>第1条 (なし)</p> <p>第2条 (当座勘定への受入れ)</p> <p>①当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。</p> <p>② (省略)</p> <p>③ (省略)</p> <p>④ (省略)</p> <p>第4条 (本人振込み)</p> <p>① 当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当行で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。</p> <p>第16条 (届出事項の変更)</p> <p>① (省略)</p> <p>② (省略)</p>	<p>第1条 (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この当座勘定は、第24条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第24条第2項各号の一つにでも該当する場合には、当行はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。</p> <p>第2条 (当座勘定への受入れ)</p> <p>①当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。</p> <p>第4条 (本人振込み)</p> <p>①当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当行で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。また、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、入金記帳をお断りする場合があります。</p> <p>② 当座勘定への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。</p> <p>第16条 (届出事項の変更)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p>

改定前	改定後
<p>③ (省略)</p> <p>第 24 条 (解約)</p> <p>① (省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 次の各号の 1 つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>① (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>③ (省略)</p> <p>(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、またすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 預金者が、次のいずれかに該当することが判明した場合</p> <p>A 暴力団</p> <p>B 暴力団員</p> <p>③ (省略)</p>	<p>(3) (省略)</p> <p>(4) 預金口座の開設の際には、当行は法令で定める本人確認等の確認を行います。預金口座の開設後も、この預金の取引にあたり、当行は法令で定める本人確認等の確認を行う場合があります。本項により当行が預金者について確認した事項に変更があったときには、直ちに当行所定の方法により届け出てください。</p> <p>第 24 条 (解約)</p> <p>② (省略)</p> <p>② 次の各号の一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>1. この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになったとき、またはこの預金口座名義人の意思によらず開設されたことが明らかになったとき</p> <p>2. この預金の預金者が前記23に違反したとき</p> <p>3. この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</p> <p>4. 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項に関し、偽りがあることが明らかになった場合</p> <p>5. 上記 1 から 4 までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合</p> <p>③ 前 2 項のほか、次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、こ</p>

改定前	改定後
	<p>の解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</p> <p>1. 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>2. 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</p> <p>A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>3. 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかにでも該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</p> <p>E. その他AからDに準ずる行為</p>

改定前	改定後
	<p>(1) (省略)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>④当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項に関し、偽りがあることが明らかになった場合</p> <p>⑤上記①から④までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合</p> <p>(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの預金口座を解約すること</p> <p>と</p> <p>ができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</p> <p>① (省略)</p> <p>②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない</p> <p>者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</p> <p>A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に暴力団員等</p>

改定前	改定後
<p>④ (省略)</p> <p>⑤ (省略)</p> <p>第 26 条 (手形交換所規則による取扱い)</p> <p>① (省略)</p>	<p>を利用していると認められる 関係を有すること</p> <p>D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>④ (省略)</p> <p>⑤ (省略)</p> <p>第 26 条 (手形交換所規則による取扱い)</p> <p>① (省略)</p> <p>② 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第 7 条の第 1 項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。</p> <p>③ 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>